

## 南部工業用水道ご利用の手引き

滋賀県企業庁

工業用水道からの受水を希望される方は、お気軽にご相談、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：滋賀県企業庁 経営課 経営企画係

〒524-0201 滋賀県野洲市吉川3382

TEL 077-589-4651

FAX 077-589-4715

## [1] 給水のあらまし

南部工業用水道事業におきましては、事業の運営を円滑かつ合理的に行うことによって、工業用水を安定かつ安全に供給するため、次のような条件によりご利用いただいております。

### 1 給水の対象

- ☆ 工業用水を受水できる事業所は、物品の製造、加工または修理を目的とする業務に使用する場合があります。
- ☆ 工業用水は、工場の生産工程、原材料および製品の保存に使用するほか、事業所等の環境整備（消火、融雪等）に使用できます。

### 2 給水の水質

区分	基準
水温	摂氏30度以下
濁度	20度以下（※）
水素イオン濃度	PH値5.8から8.7まで（※）

※県条例では、上記の水質基準となっておりますが、送水時に一定の値（濁度：5度、PH：8.0）を超えないよう水質管理を行っています。

- ☆ 過去の水質データは、滋賀県企業庁ホームページにて公表しております。
- ☆ 配水管末端における水圧は、1平方センチメートル当たり、49キロパスカル以上で給水します。

### 3 受水するための施設

- ☆ 給水量を測定する量水器は、工業用水を受水される方が設置することとなります。
- ☆ 工業用水を受水する場合は、24時間を通じて均等に受水していただくため受水槽の設置をお願いしています。（災害その他不可抗力、維持改良工事および定期的な電気保守点検等、やむを得ない場合は給水を停止しますが、その際の緩衝設備として有効です。）
- ☆ 当庁布設の工業用水配水管から分岐して受水工場までの配管布設工事費については、受水される方の負担となります。

## [2] 工業用水道料金のしくみ

### 1 料金の計算方法

工業用水道料金は、ご利用者と企業庁が契約した「基本水量」に基づく定額制の「基本料金」と、実際に使用された水量「基本使用水量（毎月1回量水器により検針した水量）」に応じた「基本使用料金」を合わせた料金を、毎

月ご請求いたします。

【工業用水道料金表】（1立方メートルにつき:消費税および地方消費税含まず）

種 別	料 率 (平成30年4月分以降)
基本料金の料率	34円70銭
基本使用料金の料率	8円
特定料金の料率	34円70銭
特定使用料金の料率	8円
超過料金の料率	85円40銭

【料金の算出方法】

☆用語の意義

- 基本水量：1日の各時間当たりの使用水量のうち最大のものに24を乗じて得た水量をいいます。基本水量は、ご利用者と企業庁との間で締結する協定書において定めます。
- 基本使用水量：基本水量の範囲内で使用された水量をいいます。
- 特定水量：基本水量を超えて承認された1時間当たりの使用水量に24を乗じて得た水量をいいます。（特定水量の承認を受けるためには、60日前までに特定水量申込書を提出していただく必要があります。）
- 特定使用水量：特定水量の範囲内で使用された水量をいいます。
- 超過使用水量：基本水量（特定水量を承認している場合は、その水量を含む。）を超過して使用された水量をいいます。

☆工業用水道料金＝（基本水量×基本料率＋基本使用水量×基本使用料率）  
＋消費税および地方消費税



☆料金計算式

【基本料金】 基本水量 × 暦日数 × 基本料金料率（34円70銭）

【基本使用料金】 基本使用水量 × 基本使用料金料率（8円）

【特定料金】 特定水量 × 暦日数 × 特定料金料率（34円70銭）

【特定使用料金】 特定使用水量 × 特定使用料金料率（8円）

【超過料金】 超過使用水量 × 超過料金料率（85円40銭）

※基本使用水量 = 総使用水量 - 特定使用水量 - 超過使用水量

※特定使用水量 = 総使用水量 - 超過使用水量 - 基本水量 × 実日数  
(特定使用水量の算式で、マイナスになった場合は0として算定)

☆料金算定例（事例：令和〇〇年4月使用分、4月30日検針の場合）

・例1

基本水量 100 m<sup>3</sup>/日、月の総使用水量 2,000 m<sup>3</sup>、超過使用水量 0 m<sup>3</sup>の場合

【基本料金】 104,100 円 （100 m<sup>3</sup>×30 日×34 円 70 銭）

【基本使用料金】 16,000 円 （2,000 m<sup>3</sup>×8 円）

【消費税および地方消費税】 12,010 円 （10%）

【合 計】 132,110 円

・例2

基本水量 100 m<sup>3</sup>/日、特定水量 50 m<sup>3</sup>/日、月の総使用水量 3,800 m<sup>3</sup>、

特定使用水量 800 m<sup>3</sup>、超過使用水量 0 m<sup>3</sup>の場合

【基本料金】 104,100 円 （100 m<sup>3</sup>×30 日×34 円 70 銭）

【基本使用料金】 24,000 円 （（3,800 m<sup>3</sup>－800 m<sup>3</sup>）×8 円）

【特定料金】 52,050 円 （50 m<sup>3</sup>×30 日×34 円 70 銭）

【特定使用料金】 6,400 円 （（3,800 m<sup>3</sup>－100 m<sup>3</sup>×30 日）×8 円）

【消費税および地方消費税】 18,655 円 （10%）

【合 計】 205,205 円

・例3

基本水量 100 m<sup>3</sup>/日、月の総使用水量 3,600 m<sup>3</sup>、超過使用水量 600 m<sup>3</sup>の場合

【基本料金】 104,100 円 （100 m<sup>3</sup>×30 日×34 円 70 銭）

【基本使用料金】 24,000 円 （（3,600 m<sup>3</sup>－600 m<sup>3</sup>）×8 円）

【超過料金】 51,240 円 （600 m<sup>3</sup>×85 円 40 銭）

【消費税および地方消費税】 17,934 円 （10%）

【合 計】 197,274 円

・例4

基本水量 100 m<sup>3</sup>/日、特定水量 50 m<sup>3</sup>/日、月の総使用水量 5,300 m<sup>3</sup>、

特定使用水量 1,400 m<sup>3</sup>、超過使用水量 900 m<sup>3</sup>の場合

【基本料金】 104,100 円 (100 m<sup>3</sup>×30 日×34 円 70 銭)

【基本使用料金】 24,000 円 ((5,300 m<sup>3</sup>−1,400 m<sup>3</sup>−900 m<sup>3</sup>)×8 円)

【特定料金】 52,050 円 (50 m<sup>3</sup>×30 日×34 円 70 銭)

【特定使用料金】 11,200 円 (5,300 m<sup>3</sup>−900 m<sup>3</sup>−100 m<sup>3</sup>×30 日)×8 円)

【超過料金】 76,860 円 (900 m<sup>3</sup>×85 円 40 銭)

【消費税および地方消費税】 26,821 円 (10%)

【合 計】 295,031 円

## 2 申込みの方法

工業用水の受水を希望される方は、企業庁経営課経営企画係までお申し込みください。

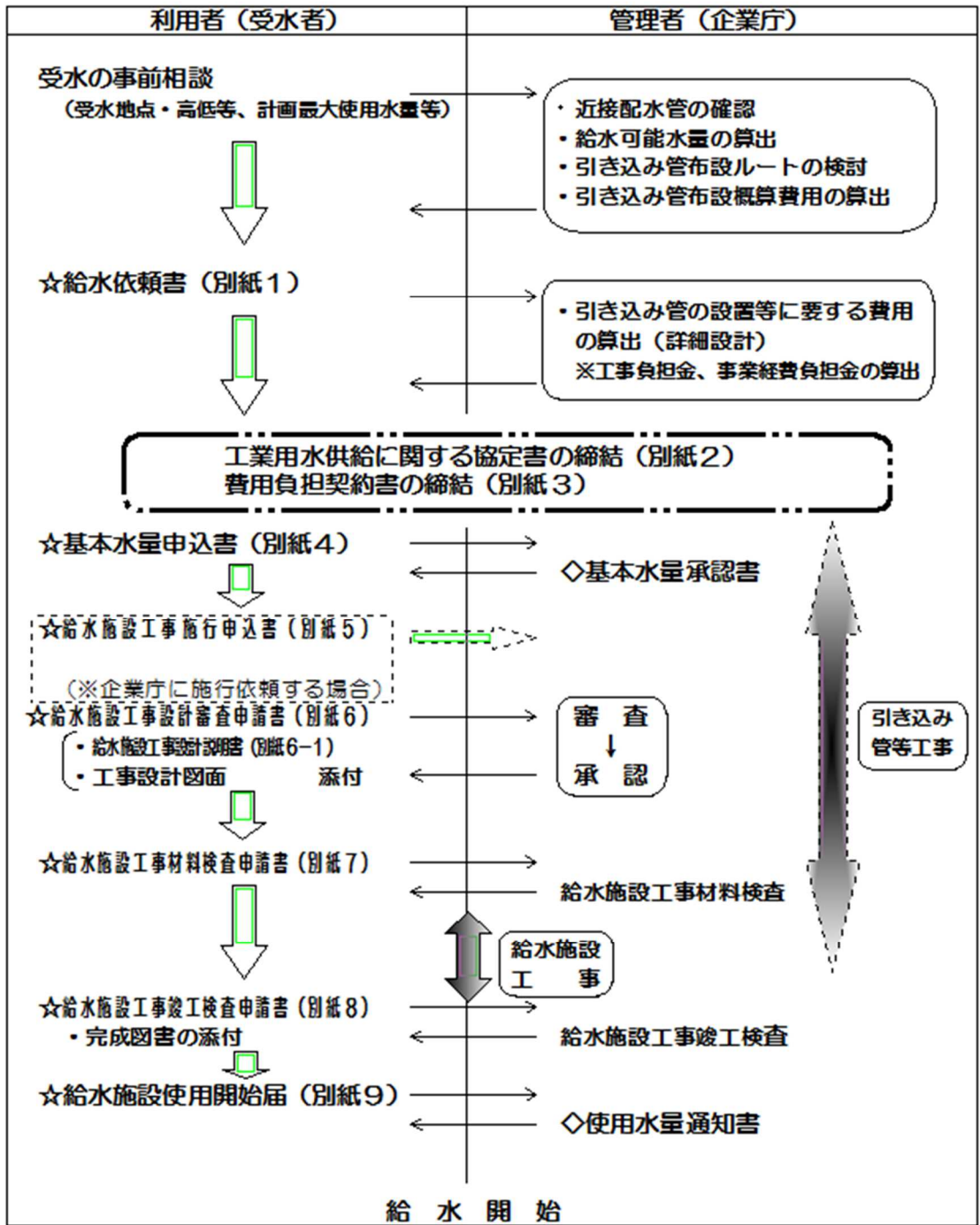
## 3 使用水量の通知・納付書の送付

原則、毎月月末に量水器を検針し、毎月の使用水量を翌月初旬に、郵送により通知いたします。あわせて、工業用水道料金納入通知書も送付します。

なお、滋賀銀行で当座預金または普通預金の口座をご利用の場合は、口座振替により納入いただけます。

## 〔3〕給水開始にいたるまで

南部工業用水道からの受水にあたり、次の書類と手続が必要となります。



☆ 給水開始手続き（様式等）

手 続 き	内 容	様 式
給水依頼書の提出	企業庁に対し工業用水の給水を依頼するものです。	別紙1
工業用水の給水に関する協定書の締結	工業用水の安定かつ計画的需給を図るため、ご利用者と企業庁との間で締結します。	別紙2
費用負担契約書の締結	配水施設の工事に要する費用を負担願うものです。	別紙3

基本水量申込書の提出	協定した基本水量にしたがって、企業庁にお申し込みいただきます。後日、企業庁から基本水量承認書をお渡しします。	別紙4
給水施設工事施行申込書の提出	企業庁に給水施設工事の全部または一部を依頼する場合、申込みが必要です。	別紙5
給水施設工事設計審査申請書の提出	自ら、給水施設の工事を行う場合には、企業庁の設計審査を受ける必要があります。	別紙6
給水施設工事設計説明書の提出		別紙6-1
給水施設工事材料検査申請書の提出	自ら、給水施設の工事を行う場合には、企業庁の材料検査を受ける必要があります。	別紙7
給水施設工事竣工検査申請書の提出	自ら、給水施設の工事を行う場合には、企業庁の竣工検査を受ける必要があります。	別紙8
給水施設使用開始届の提出	給水の開始を届け出るものです。	別紙9

#### [4] 受水施設工事施工の遵守事項

##### 1 量水器（水量メーター）

- ☆ 量水器は、原則として計量検定付き電磁式水道メーター（計量法適合のもの）として下さい。
- ☆ 量水器は、原則として総流量ならびに超過流量が積算、記録できる機能を備え、かつ、瞬時流量が設定、指示、記録できる機器を選定して下さい。
- ☆ 水道メーターは、計量法に基づき8年毎の検定が必要となり、その費用は設置者である利用者の負担となります。

##### 2 場内配管

- ☆ 管理分界から量水器までの配管工事については、工事に先立ち使用材料の確認検査を管理者が行います。
- ☆ 配管口径は、受水計画に見合ったものを選定してください。
- ☆ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等を受水施設に直結しないでください。
- ☆ 水道メーターは取り外しができるように計画してください。
- ☆ 南部工業用水は沈澱処理水のため、利用者は、必要に応じてストレーナーやろ過装置を設置してください。（装置等は、将来の給水量に対応できる能力のあるものを選定してください。）

##### 3 受水槽

- ☆ 利用者は、原則として受水槽を設置しなければなりません（8時間以上〔目安〕）。ただし管理者の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- ☆ 受水槽の構造はコンクリート造り、鋼製、ステンレス製、FRP製等と

します。

- ☆ 停電、配水施設の事故および定期的な電気保守点検等による断水に際しても、使用施設の機能を保持できるよう必要な水量を検討してください。（給水の制限、停止のため使用者の損害が発生しても、県はその責任を負いません。）
- ☆ 構造として、流入管は必ず落とし込みとします。また、受水を制限する弁を設ける場合には、受水槽への給水に支障がないようにしてください。

#### 4 その他

- ☆ 配水施設工事費は、企業庁の配水管から給水先管理分界点までの管の布設工事費をいいます。この工事は、ご利用者の負担で滋賀県企業庁が行います。（滋賀県工業用水道条例第8条の2）
- ☆ 給水の申込みを受けてから、費用負担契約を締結し、工事費を納入していただいた後、工事に着手します。
- ☆ 給水施設の新設、増設、改造、修繕、撤去等の工事は、ご利用者のご自身の負担で行っていただきます。また、給水施設については滋賀県企業庁の設計審査、材料検査および竣工検査を受けていただきます（有料）。（給水施設とは、企業庁が設置した配水管から延長してご利用者が設置する給水管およびこれに付属する給水用具のうち、受水槽までのものならびに量水器をいいます。＜別紙「工業用水道施設区分図」参照＞）
- ☆ 工事現場責任者は、工事施工前に工事施工方法、工程等について、企業庁担当者と打合せを行い、その指示に従ってください。



# 工業用水道施設区分図

